



平成 18年 10月 20日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員

勝本 杉雄

(コード番号:8958)

投資信託委託業者名

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 山内 正教

問合せ先 投信業務部長 山田 信幸

(TEL: 03-3262-1494)

# 役員会運営・議事録作成等に対する業務改善命令に関するお知らせ

本投資法人が平成15年4月から平成15年12月までの間に開催した役員会のうち7回の役員会運営・議事録作成等について、本日、関東財務局長より「投資信託及び投資法人に関する法律」 (以下、「投信法」といいます。)第214条第1項に基づく「業務改善命令」を受けました。

本件につきましては、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけすることを心よりお詫び申し上げます。

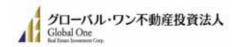
なお、平成 15 年 12 月 24 日開催の第 15 回役員会以降現在に至る約 2 年 9 ヶ月間の役員会運営及び議事録について不備はないものと認識しておりますが、本投資法人は本件業務改善命令を厳粛に受けとめ、再発防止に向け対策を実施して参る所存です。

記

#### 1. 事実

本投資法人は、平成 15 年 4 月から平成 18 年 5 月まで合計 49 回の役員会を開催しています。 本投資法人において内部調査した結果、平成 15 年 4 月から平成 15 年 12 月までの約 9 ヶ月間 において開催された役員会のうち合計 7 回の役員会において不適切な役員会運営・議事録作成 等がありました。なお、該当する役員会は、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」といいま す。) 上場以前が 5 回、東証上場後が 2 回であり、概要は以下のとおりです。

	役員会	議事録上の	実際の	問題の	摘要
		役員会開催日付	役員会開催日	有無	
東	第1回	平成 15 年 4 月 16 日	事前集合による決定	有	議事録上の日付と異なる日(事前)に集合、決定。
証	第2回	平成 15 年 4 月 24 日	平成 15 年 4 月 23 日	有	議事録上の開催日付と実際の開催日に齟齬あり。
上	第4回	平成 15 年 6 月 9 日	平成 15 年 6 月 12 日	有	議事録上の開催日付と実際の開催日に齟齬あり。
場	第8回	平成 15 年 8 月 26 日	平成 15 年 8 月 25 日	有	議事録上の開催日付と実際の開催日に齟齬あり。
前	第9回	平成 15 年 8 月 27 日	平成 15 年 8 月 25 日	有	議事録上の開催日付と実際の開催日に齟齬あり。
平成 15 年 9 月 25 日 株式会社東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場					
東	第11回	平成 15 年 10 月 1 日	議事録による書面合意	有	(持ち廻り)議事録上の日付において書面合意。
証	第14回	平成 15 年 12 月 22 日	平成 15 年 12 月 18 日	有	議事録上の開催日付と実際の開催日に齟齬あり。
上	第 $15$ 回以降、平成 $15$ 年に開催された役員会において不適切な役員会運営・議事録作成等はありません。				
場	平成 16 年に開催された役員会において不適切な役員会運営・議事録作成等はありません。				
後	平成 17 年に開催された役員会において不適切な役員会運営・議事録作成等はありません。				
	平成 18 年に開催された役員会において不適切な役員会運営・議事録作成等はありません。				





#### <補足説明>

抵触した法律は以下のとおりです。抵触した各法律の各条文については別紙をご参照ください。なお、対象となった役員会運営に関し証券取引法に抵触する事項はありませんでした。

第1回役員会(平成15年4月)

議事録上の開催日付より前の日付に本投資法人役員が集合して議案を承認しておりますが、 役員会としての形式を整えず議事録が作成されたため、平成17年法律第87号による改正前の 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「改正前投信法」といいます。)第108条第1項に おいて準用する第260条の4第2項に抵触

第2回、第4回、第8回、第9回役員会(平成15年4月~8月)

実際の役員会開催日と議事録上の開催日付に齟齬があり、改正前投信法第108条第1項において準用する商法第260条の4第2項に抵触

第11回役員会(平成15年10月)(持ち廻り)

議事録上の役員会開催日と同日の平成15年10月1日に全役員が議案1件(支払費用の減額)を承認していますが、実際に役員会を開催せずに議事録を作成していることから、改正前投信法第108条第1項において準用する商法第260条の2第1項及び第260条の4第2項に抵触第14回役員会(平成15年12月)

平成15年12月18日に役員会を開催していますが、議事録上の開催日付は平成15年12月22日 としました。

平成15年12月、当時取得を進めていた「当該不動産信託受益権に係る信託財産たる不動産」が区分所有物件であり、本投資法人が当該不動産信託受益権を取得するには他の複数の区分所有者の承認を得るための覚書を締結する必要があり、かつ、当該覚書の調印について新規取得者である本投資法人が他の複数の区分所有者に対して先んじて調印することを他の区分所有者より求められていました。本投資法人の調印が必要となった一方で、他の複数の区分所有者が調印未了の段階で、本投資法人が先行して開示を行い、取得を既定事実として他の複数の区分所有者に対して当該覚書の調印を強要させるものと誤解され、他の複数の区分所有者による調印が遅延し、その結果、当該不動産信託受益権の取得が遅延することを懸念したため、かかる状況に至ったものであります。

当該役員会に関しては、実際の役員会開催日と議事録上の開催日付に齟齬があり、改正前投信法第108条第1項において準用する商法第260条の4第2項に抵触

## 2.業務改善命令の内容

上記1.の改正前投信法及び改正前投信法が準用する商法に抵触する行為が発生したことに鑑み、以下の措置をとり、その状況を平成18年11月20日までに書面で東京財務事務所に報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

## 3. 今後の対応

本投資法人としては、本件業務改善命令を真摯に受けとめ、業務改善計画を策定し、以下の点 を踏まえ、本件業務改善命令に従い、東京財務事務所に対して書面にて報告いたします。

(1) 法令遵守態勢の充実・強化





法令遵守についてより一層の意識を高めるともに、これを具現化するべく、再発防止策に 反映させます。

### (2) 再発防止策の策定、実施

再発防止策の策定、実施を行います。具体的には役員会運営から議事録作成までのプロセスを見直すとともに問題なく円滑に役員会が運営される事務フローに従い業務を遂行します。

加えて、役員会運営において、機関運営事務を受託している三菱 UFJ 信託銀行株式会社による役員会運営及び議事録案作成事務を含め、本投資法人、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、及び投資信託委託業者たるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社間において相互に確認を行います。

なお、再発防止策の実施の過程で、役員会で審議を尽くすことが疎かにならないよう十分 に配慮します。

(3) 責任の所在の明確化

再発防止策を実施することで責任を果たします。

### 4. 本投資法人の運用状況の見通し

本投資法人の平成19年3月期の運用状況への影響はなく、業績予想の修正はありません。

### <ご参考>

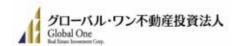
平成 19 年 3 月期 1 口当たり予想分配金 17,700 円

本予想は分配金の額を保証するものではありません。上記予想と一定以上の乖離が見込まれる場合は、予想の修正を行うことがあります。

以上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設 専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス: http://www.go-reit.co.jp





別紙

# <ご参考> 抵触した各法律の各条文の内容

- ・平成18年5月1日改正施行前投信法第108条第1項
- 「商法第259条ノ2、第259条ノ3、第260条ノ2及び第260条ノ4の規定は、役員会について準用する。この場合において、同法第260条ノ2第1項中「取締役ノ過半数出席シ」とあるのは「構成員ノ過半数出席シ」と、「其ノ取締役ノ過半数」とあるのは「其ノ出席者ノ過半数」と、(以下省略)」
- ・商法第260条の2第1項
- 「取締役会ノ決議八取締役ノ過半数出席シ其ノ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ定款ヲ 以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨ゲズ」
- ・商法第260条の4第2項
- 「議事録二八議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載又八記録スルコトヲ要ス」

以上